

第一種フロン類充填回収業登録申請の手引き(変更)

令和8年4月1日改訂

宮城県環境生活部環境政策課

1 はじめに

この手引きは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づく第一種フロン類充填回収業の登録を受けた事業者が登録内容を変更する場合の手続についてご案内するものです。

2 申請・相談窓口

【申請(相談)先】

登録申請を行った申請窓口に届け出してください。(登録証の右下に記載されています。)

【申請(相談)先窓口一覧】

管轄地域	窓口機関名	所在地	連絡先
仙台市・県外	環境生活部環境政策課 みやぎゼロカーボン推進班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎 13 階北側)	022-211-2661 kankyoe@pref.miyagi.lg.jp
白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町	仙南保健所環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南 129-1(大河原合同庁舎内)	0224-53-3118 snkebew@pref.miyagi.lg.jp
塩竈市・多賀城市・富谷市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村	塩釜保健所環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5506 sdhwfzka@pref.miyagi.lg.jp
名取市・岩沼市・亘理町・山元町	塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295 inhwfka@pref.miyagi.lg.jp
大崎市・栗原市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町	大崎保健所環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1(大崎合同庁舎内)	0229-87-8002 nh-kebem@pref.miyagi.lg.jp
石巻市・登米市・東松島市・女川町	石巻保健所環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7(石巻合同庁舎2階南側)	0225-95-1418 et-hcem@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼市・南三陸町	気仙沼保健所環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127 kshwfz-kh@pref.miyagi.lg.jp

※相談・届出で窓口にお越しの際は事前に申請窓口に連絡してください。

3 申請書類(提出部数:各1部)

※変更の事実が生じた日から 30 日以内に届け出が必要です。

(1)第一種フロン類充填回収業者変更届出書(様式第2(第11条関係))

※環境政策課 HP(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/furon2022.html>)よりダウンロードできます。

※押印不要

(2)添付書類(該当するものを提出)

- ・変更事項が複数ある場合、それぞれの必要書類を提出してください。
- ・ただし、必要書類が重複する場合は、1回の変更申請につき、各1部提出してください。
例)「事業所の追加」と「回収しようとするフロン類の種類の変更」を同時に行う場合、販売証明書等は1部の提出で可

No.	変更事項	添付書類		注意事項等
1	・氏名または名称 ・住所 ・(法人の場合)代表者の氏名	法人	①法人番号が確認できる資料 ※登記事項証明書(商業登記簿謄本)の原本の添付が不要となりました ②誓約書 ※押印不要	①は 国税庁法人番号公表サイト の検索結果を印刷したもの等 コピー不可、①は発行日から3か月以内のもの
		個人	①住民票の写し ②誓約書 ※押印不要	
2	・事業所の名称 ・事業所の所在地 ・事業所の廃止	-		添付書類は不要です
3	・事業所の追加	様式第1(第8条関係) 第一種フロン類充填回収業登録(更新)申請書 ※ 環境政策課 HP でダウンロードできます ※押印不要		
		(フロン類回収設備を所有している場合) フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類		契約書、領収書、納品書、販売証明書等の写し等
		(フロン類回収設備を所有していない場合) フロン類回収設備を使用する権限を有することを証する書類		借用契約書の写し等
		フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		取扱説明書、仕様書、カタログの写し等
4	・業務に係る第一種特定製品の種類 ・充填(回収)しようとするフロン類の種類 ・フロン類の充填(回収)の用に供する設備の種類及び能力、数	様式第1(第8条関係) 第一種フロン類充填回収業登録(更新)申請書 ※ 環境政策課 HP でダウンロードできます ※押印不要		
		(フロン類回収設備を所有している場合) フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類		契約書、領収書、納品書、販売証明書の写し等
		(フロン類回収設備を所有していない場合) フロン類回収設備を使用する権限を有することを証する書類		借用契約書等の写し等
		フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し等

※以下の場合、軽微な変更に当たり、変更の届出義務はありません。

フロン類回収設備の能力またはフロン類回収設備の数の変更であり、以下の変更を伴わない場合

- ・その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の変更
- ・回収しようとするフロンの種類ごとに、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品を行うか否かの変更

例)「HCFC、CFC、HFC 兼用」を1台所有していたが、さらに「HCFC、CFC、HFC 兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合

(3)手数料

無料

(4)申請方法

窓口での申請または[オンライン申請\(LoGo フォーム\)](#)をご利用ください。

4 その他

- ・審査のために必要な書類の追加提出を求める場合があります。